



第5次 かつらぎ町 長期総合計画

概 要 版

みんなが住みやすく
笑顔と活気あふれる
かつらぎ町




「第5次かつらぎ町 長期総合計画」がスタート！

Ⅰ 総合計画とは？

総合計画は、かつらぎ町のまちづくりで大切にする“考え方”や、かつらぎ町の将来像を定めた計画です。また、その将来像を実現するために何をするのかをまとめた、まちづくりの目標を示しています。

Ⅱ 2035年の未来を展望します！

計画が定める未来は2035年！2024年から12年間のビジョンを示す計画です。

2024年  2035年

12年間の
まちづくり！

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
基本構想	基本構想（12年）											
基本計画	前期（4年）				中期（4年）				後期（4年）			

第5次かつらぎ町長期総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成します。

基本構想

..... 今後12年で進めるまちづくりの考え方や、めざすべき将来像を描くとともに、それを実現するための方針を示します。

基本計画

..... 基本構想で掲げた将来像を実現するための「まちづくりの目標」の取り組みの方向性を示します。

まちづくりで大切にする“考え方”

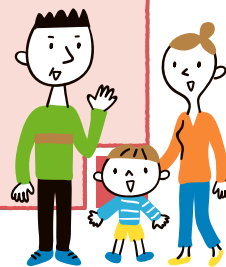
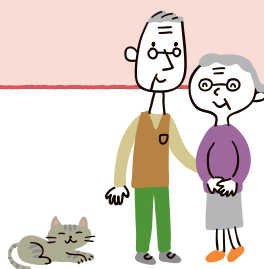
本町は緑豊かな自然に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって築き上げられてきた歴史と伝統があります。

この歩みを称えて制定された町民憲章を「まちづくりで大切にする”考え方”」として、まちづくりに取り組んでいきます。



かつらぎ町民憲章

- 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。
- 1 働くことに喜びをもって、活かに満ちたまちをつくります。
- 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。



かつらぎ町の将来像！

総合計画がめざす将来像は、「まちの未来」「人口フレーム」「土地利用の方針」という3つの側面から描かれます。

まちの未来 1

みんなが住みやすく
笑顔と活気あふれるかつらぎ町



本計画が展望する2035年の“かつらぎ町”は、
老若男女誰にとっても住みやすいまちづくりが実現しています。

住み慣れた“まち”としてのかつらぎ町、
そして新しい暮らしをスタートさせる“ステージ”としてのかつらぎ町といったように、
それぞれの人にとって本町は多様なすがたを見せるでしょう。

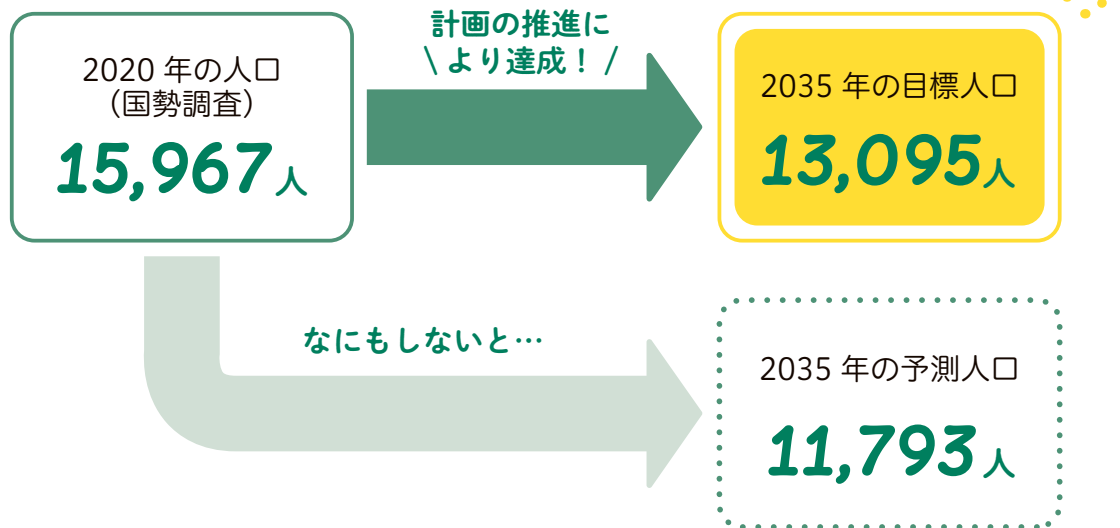
そこには確かな“住みやすさ”が実現しています。

そして、町全体に広がる住民同士の交流と支え合いや
来訪者と住民のふれあいといった人と人のつながりからは
“笑顔”があふれ、人々の活動は“活気”に満ちています。

みんなの“笑顔”と“活気”は、かつらぎ町の、
さらに先の未来を明るく照らし出しています。

人口フレーム 2

計画の推進によって人口減少に歯止めをかけ、2035年において**人口13,000人**をめざします。



土地利用の方針 3

町の資源である土地を、有効に活用するための方針を定めます。

- 1 住環境エリアの整備により、安全で快適な暮らしを創造します**
日常生活機能の整備充実とともに、空き家の利活用や住まいの確保に向けた取り組み
- 2 道路整備によって地域の暮らしを支え、広域的な交流を促します**
国道や県道など、道路の整備推進により、利便性と広域的交流を促進
- 3 にぎわいづくりにより、まちの魅力を創出します**
歴史文化遺産を含む観光拠点の創出、ならびに観光エリアの形成等による、にぎわい創出
- 4 自然環境と共生するための保全・活用を推進します**
農業生産基盤の整備と、多面的機能を発揮するための森林整備の推進

まちづくりの目標

かつらぎ町のめざすべき将来像を実現するため、まちづくりの目標（施策の大綱）に基づいたまちづくりに取り組みます。

まちづくりの目標（施策の大綱）と分野別施策の体系図



政策

1

安全で安心して 暮らせるまちづくり

こんなまちをめざします！

防災対策・減災対策がともに充実しており、
住民の生命・財産が災害から守られるまちづくりが実現しています。
また、地域の消防力・防犯力も、ともに維持・強化されているなど、
安心・安全が実感できるまちになっています。



未来にむけて取り組むこと

近い将来、発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や、中央構造線に起因する地震、ならびに激甚化する風水害などの自然災害や不測の事態に向けて、防災体制の充実・強化に取り組みます。

また、消防力の強化や防犯体制・交通安全の充実を図りつつ、消費者保護を推進します。

住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。



取り組みの内容

(1) 防災体制の充実・強化

(2) 消防力の強化

(3) 防犯体制・交通安全の充実

(4) 消費者保護の推進

政策
2

子育てしやすい、 人を育むまちづくり

こんなまちをめざします！

かつらぎ町の子どもと子育て家庭は、地域に支えられながら、
のびのび笑顔で暮らしています。

また、生涯を通じて学び、スポーツすることのできるまちづくりが広がるとともに、
人々の個性・尊厳が尊重される社会が実現しています。



未 来 に む け て 取 り 組 む こ と

子育て支援および教育環境を充実させることで、若い世代に選ばれ、若い世代にとって住みやすいかつらぎ町をめざします。

また、青少年の健全育成、生涯学習環境の整備、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。加えて、歴史・文化の継承とともに、その創造に向けた支援を進め、男女共同参画社会や人権尊重社会の実現といった、一人ひとりが尊重される社会づくりに向けた取り組みを充実させます。

誰もが認め合うとともに育ち合うことのできる、子育てしやすい、人を育むまちをめざします。

取り組みの内容

(1) 子育て支援の充実

(2) 教育環境の充実

(3) 青少年の健全育成

(4) 生涯学習環境の整備

(5) スポーツ・レクリエーションの推進

(6) 歴史・文化の継承と創造

(7) 男女共同参画社会の実現

(8) 人権尊重社会の実現

政策
3

福祉と健康のまちづくり

こんなまちをめざします！

子どもから高齢者まで、みんながいきいきと日々の生活を送っています。

また、誰もが安心して必要とする支援が受けられ、

活発な地域の支え合いが、

かつらぎ町の住みやすさを確かなものにしていきます。



未来にむけて取り組むこと

すべての住民が、生涯を通じて健康に暮らし続けることができるよう、その主体的な健康づくりへの支援等を推進しつつ、地域医療の充実に努めます。

また、地域福祉社会の形成に向けて取り組み、高齢者福祉、障害者福祉、社会保障の充実に努めることにより、地域共生社会の実現を図ります。

地域がともに支え合うことのできる、福祉と健康のまちをめざします。



取り組みの内容

(1) 健康づくりの推進

(2) 地域医療の充実

(3) 地域福祉社会の形成

(4) 高齢者福祉の充実

(5) 障害者福祉の充実

(6) 社会保障の充実

政策
4

にぎわいを創出する まちづくり

こんなまちをめざします！

かつらぎ町ならではの農林業、魅力ある商工業や
観光・サービス業のにぎわいによって、人々の交流が活発になっています。
そして、みんなが住みたい・住み続けたいと思えるかつらぎ町は、
多くの人から注目されています。



未来にむけて取り組むこと

本町の地域特性を生かした農林業の振興とともに、魅力ある商工業や、観光・サービス業の振興に取り組みます。

また、移住・定住施策の推進や、雇用・就業環境の整備により、本町への転入増・転出抑制に努めます。

さらに、地域間交流や国際交流など、多様な交流を推進することで相乗効果を生み出し、まちづくりのさまざまな分野に波及させます。

本町の活力を最大限引き出しながら、にぎわいを創出するまちをめざします。



取り組みの内容

(1) 地域特性を生かした農林業の振興

(2) 魅力ある商工業の振興

(3) 観光・サービス業の振興

(4) 移住・定住施策の推進

(5) 雇用・就業環境の整備

(6) 多様な交流の推進（地域・国際交流）

政策
5

持続可能なまちづくり

こんなまちをめざします！

かつらぎ町の美しい自然が守られ、快適な生活空間が実現しています。

また、活発なまちづくり活動は、

あたたかな地域の支え合いを豊かなものにしています。

そして、住み心地よい かつらぎ町は、

しっかりとした行政運営と財政基盤によって支えられています。



未来にむけて取り組むこと

本町の美しい自然環境が将来にわたって引き継がれるよう保全・活用を進めるとともに、循環型社会の形成に向けて取り組みます。さらに、公共交通網や生活基盤を充実させるなど、本町が誇る住み心地良さのさらなる向上に取り組みます。

また、地域課題が住民連携によって解決できるよう、コミュニティの活性化と、協働のまちづくりを進めます。

自然との共生を進める環境づくりと、住民と行政による活発なまちづくりをともに進めることにより、持続可能なまちをめざします。

取り組みの内容

(1) 自然環境の保全・活用

(2) クリーンなまちづくり（循環型社会）

(3) 秩序ある土地利用

(4) 公共交通網の充実

(5) 生活基盤の整備

(6) 上下水道の整備、し尿の収集・処理

(7) コミュニティ活動の活性化

(8) 協働によるまちづくり

(9) 行政運営の効率化

(10) 財政の健全化



第5次 かつらぎ町 長期総合計画

概要版



発行年月：令和6年4月
発行：かつらぎ町役場 企画公室
〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地
TEL：0736-22-0300
FAX：0736-22-6432
メール：kikaku-seisaku@town.katsuragi.lg.jp